

公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）という。

(事務所)

第2条 市老連は、主たる事務所を名古屋市北区に置く。

(目的)

第3条 市老連は、名古屋市内の老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者福祉の増進を図る事業を行うことによって、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(運営)

第4条 市老連は、名古屋市内の各区老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）と緊密な連携を保ちつつ、その協力のもとに運営するものとする。

(事業)

第5条 市老連は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業
- (2) 高齢者が行う社会参加活動、社会奉仕活動及び友愛訪問活動など地域を豊かにする事業
- (3) 老人クラブの組織・活動に関する調査研究及び広報
- (4) 老人クラブの育成指導及び老人クラブ指導者の研修
- (5) 関係行政機関及び関係団体との連携
- (6) 高齢者福祉についての知識の普及・啓発
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(構成員)

第6条 市老連の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 市老連の目的に賛同して入会した区老連に加入する単位老人クラブ
- (2) 特別会員 市老連の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 市老連に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）による社員とする。

（経費の負担）

第 7 条 正会員は、市老連の事業活動に必要な費用にあてるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（入会）

第 8 条 正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（退会）

第 9 条 会員は、理事会で別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) 市老連の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当する場合に、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (2) 第 7 条の納入義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (3) すべての正会員が同意したとき

(拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員を設置)

第13条 市老連に、次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上21名以内

(1) 監事 2名以内

2 役員は、総会の決議において正会員の構成員の中から選任する。

3 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長、4名以内を常任理事とする。

4 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって業務執行理事とする。

5 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

6 理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

7 監事は、市老連の理事又は使用人を兼ねることができない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

8 役員の報酬は無償とする。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、市老連を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従いその業務執行に係る職務を代行する。

4 副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、市老連の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、市老連の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員は、総会においてこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第18条 市老連は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 市老連の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会をもって法人法上の社員総会とし、前条の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

- (6) 財産目録の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 総会は通常総会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の総数の5分の1以上を有する正会員から、会長に対して会議の目的である事項を示して請求があったとき

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには正会員に対し、開会の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 役員を選任する議案を決議する場合は、候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前3条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録には、議長及び当該総会に出席した正会員又は理事の中から総会において選任された者2名が記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 市老連に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 市老連の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき、又はその理事が招集したとき
- (3) 監事から法令に定めるところにより、招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、この定款に別に定める場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号又は第3号の規定により、理事又は監事から請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知をしなければならない。

3 理事会を招集するには理事及び監事に対し、会議の日時及び会議の目的である事項を示して、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会の議事録には当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 市老連の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資金から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(経費の支弁)

第40条 市老連の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 市老連の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 市老連の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度の終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 市老連の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類については報告し、その他の書類については総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類(定款を除く。)は、毎事業年度の終了後3か月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 市老連は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散に伴う残余財産の処分は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 市老連が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第48条 市老連の事業を円滑に運営するため、理事会のもとに委員会を設けることができる。

2 委員会に関する事項は、理事会において、別に定める。

第9章 顧問及び参与

(顧問)

第49条 市老連に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会の諮問に応じ、意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

(参与)

第50条 市老連に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により会長が指名する。

3 参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べるほか会務に関し必要な助言をするものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第51条 市老連に事務局を置く。

2 事務局は、理事会のもとで事務を処理する。

3 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

4 事務局長その他の職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員の任免は、理事会の承認を得なければならない。

5 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 市老連の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

第12章 雑則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 市老連の最初の代表理事である会長は長尾昇、業務執行理事である副会長は三溝芳隆、加納年子、塚本辻夫、業務執行理事である常任理事は伊野二彦、佐久間一夫、丹羽實、山本定男、その他の理事は塚原義政、長谷川清之、大河内利秋、谷田正雄、奥村勲、小池吉彦、杉山睦夫、河本修、犬飼瞭治、尾関ミヤ子、名古屋乙彦、監事は梶田宏司、小粥孝吉とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。